

改正民法施行にともなう預金規定等の改定等について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当行では、令和2年4月1日に施行される改正民法を踏まえ、預金規定等を改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用させていただきます。

1. 主な改定内容

(1) 規定の変更条項の明確化

改正民法において、規定内容を変更する際の手続要件が定められたため、当行が規定内容を変更する場合における取扱いを明確化します。

【預金等共通規定の改定部分新旧対照表】（下線は変更部分）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11.（規定の変更等）</p> <p>(1) <u>この預金規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるもの</u>とします。</p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるもの</u>とします。</p>	<p>11.（規定の変更）</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるもの</u>とします。</p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるもの</u>とします。</p>

※後記5. で「規定の変更条件の明確化」欄に○表示をしている「総合口座取引規定」等についても、同様の改定を行います。

(2) 定期預金の満期前解約の制限の明確化

定期預金の満期前解約の制限について明確化し、解約にかかる条項を追加・変更いたします。

なお、本変更によって、定期預金の満期前解約にかかる当行手続きが変わることはありません。

【期日指定定期預金規定の改定部分新旧対照表】（下線は変更部分）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>2.（利 息）</p> <p>(1)～(2)（省 略）</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(4)（省 略）</p>	<p>3.（利 息）</p> <p>(1)～(2)（現行どおり）</p> <p>(3) <u>この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および預金等共通規定第7条第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(4)（現行どおり）</p>

3. (預金の解約、書替継続) (新 設) (1)～(3) (省 略)	4. (預金の解約、書替継続) (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 (2)～(4) (現行どおり)
------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

※後記5. で「定期預金の満期前解約の制限の明確化」欄に○表示をしている「自動継続期日指定定期預金規定」等についても、同様の改定を行います。

(3) 後見人等に関する届出義務の明確化

改正民法において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として行った行為は取り消すことができる旨が定められたことから、お客さまの後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務を明確化します。

【預金等共通規定の改定部分新旧対照表】(下線は変更部分)

改定前 (旧)	改定後 (新)
3. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判等により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (2)～(4) (省 略) (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。	3. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判等により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 <u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u> (2)～(4) (現行どおり) (5) 前四項の届出の前に、 <u>届出を行わなかったことにより</u> 生じた損害については、当行は責任を負いません。

※後記5. で「後見人等に関する届出義務の明確化」欄に○表示をしている「貸金庫規定」等についても、同様の改定を行います。

2. 改正民法への対応に付随した変更

(1) 契約の成立時期の明確化

預金の申し込み等においては、申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに契約が成立する旨を規定に新設します。

【総合口座取引規定の改定部分新旧対照表】(下線は変更部分)

改定前 (旧)	改定後 (新)
(新 設)	1. (総合口座取引契約の成立) <u>当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。</u>

※後記5. で「契約の成立時期の明確化」欄に○表示をしている「普通預金規定」等についても、同様の改定を行います。

3. 預金規定等のホームページへの掲載

- (1) 改定後の規定については、4月1日に当行ホームページに掲載いたします。
- (2) 今回改定する預金規定等のうち、当行ホームページの規定集に掲載されていない規定について、改定後から当行ホームページの規定集に掲載いたします。(後記5. で「新たに電子化する

規定等」欄に○表示をしている規定)

4. 改定日

令和2年4月1日(水)

5. 改定する預金規定等

改定後の規定については、各々の規定名をクリックいただければご確認いただけます。

	規定等名称	規定改正内容					新たに電子化する規定等
		規定の変更条件の明確化	定期預金の満期前解約の制限の明確化	後見人等に関する届出義務の明確化	契約の成立時期の明確化	その他の法対応	
1	預金等共通規定	○		○			○
2	総合口座取引規定	○			○	○	○
3	普通預金規定	○			○	○	○
4	貯蓄預金規定	○			○	○	○
5	納税準備預金規定	○			○	○	○
6	通知預金規定	○			○		
7	定期預金(共通規定)	○					
8	期日指定定期預金規定	○	○		○		
9	自動継続期日指定定期預金規定	○	○		○		
10	自由金利型定期預金(M型)規定 [スーパー定期](単利型・複利型)	○	○		○		○
11	自動継続自由金利型定期預金(M型)規定 [スーパー定期](単利型・複利型)	○	○		○		○
12	自由金利型定期預金規定 [大口定期預金]	○	○		○		○
13	自動継続自由金利型定期預金規定 [大口定期預金]	○	○		○		○
14	変動金利定期預金規定(単利型・複利型)	○	○		○		
15	自動継続変動金利定期預金規定 (単利型・複利型)	○	○		○		
16	積立定期預金規定(一般積立型)	○	○		○		○
17	積立定期預金規定 (エンドレス型・目標日指定型)	○	○		○		○
18	財産形成預金規定(一般財形)	○	○		○		○
19	財形住宅預金規定	○	○		○		○
20	財形年金預金規定	○	○		○		○
21	定期積金規定	○	○		○		
22	外貨普通預金規定	○			○		○
23	外貨定期預金規定	○	○		○		○
24	当座勘定規定書	○					○
25	当座勘定規定書 (専用約束手形口用)	○					○
26	当座勘定規定書 (たじまホーム・チェック用)	○					○

	規定等名称	規定改正内容						新たに電子化する規定等
		規定の変更条件の明確化	定期預金の満期前解約の制限の明確化	後見人等に関する届出義務の明確化	契約の成立時期の明確化	その他の法対応	その他(表現等)	
27	普通預金規定(無通帳口)	○			○	○	○	○
28	たんぎんカード規定(個人のお客さま用)	○			○			○
29	たんぎんカード規定(法人のお客さま用)	○			○			○
30	たんぎんデビットカード取引規定(個人のお客さま用)	○			○			○
31	たんぎんデビットカード取引規定(法人のお客さま用)	○			○			○
32	たんぎんICキャッシュカード規定(個人のお客さま用)	○			○			○
33	たんぎんICキャッシュカード規定(法人のお客さま用)	○			○			○
34	振込規定	○						○
35	貸金庫規定	○		○	○			○
36	自動貸金庫規定	○		○	○			○
37	夜間預金金庫規定	○						○
38	教育資金贈与税非課税措置に関する特約	○						○
39	代金取立規定	○						○
40	投資信託受益権振替決済口座管理規定	○		○				○
41	金銭の振込先指定方式取扱規定	○						○
42	「たんぎん投信自動積立」取扱規定	○						○
43	自動けいぞく(累積)投資規定	○						○
44	特定口座規定	○						○
45	インターネットバンキングによる投資信託サービス利用規定	○						○
46	非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定	○						○
47	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定	○						○
48	保護預り規定兼振替決済口座管理規定(国債等公共債、取引残高報告書式)	○						○
49	一般債振替決済口座管理規定	○						○
50	たんぎんインターネットバンキングサービス利用規定	○					○	○
51	たんぎんインターネットバンキングライトサービス利用規定	○					○	○
52	たんぎんインターネットFBサービス利用規定	○			○		○	○
53	たんぎんコンピュータサービス(データ伝送方式)利用規定	○			○		○	○
54	たんぎんパソコンサービス(アンサーセンター方式)利用規定	○			○		○	○
55	たんぎんパソコンサービス(データ伝送方式)利用規定	○			○		○	○
56	たんぎんファクシミリサービス利用規定	○			○		○	○
57	たんぎん外為WEBサービスご利用規定	○			○		○	○
58	外国送金取引規定	○			○		○	○

	規定等名称	規定改正内容						新たに電子化する規定等
		規定の変更条件の明確化	定期預金の満期前解約の制限の明確化	後見人等に関する届出義務の明確化	契約の成立時期の明確化	その他の法対応	その他(表現等)	
59	定額自動送金サービス規定	○			○		○	○
60	貯蓄スウィングサービス規定	○			○			○
61	たんぎん生体認証規定	○			○		○	○
62	たんぎん電子記録債権サービス利用規定	○			○		○	○
63	Web口座規定	○			○		○	○
64	Web口座開設サービス利用規定	○						○
65	マイネット支店ご利用規定	○			○		○	○

以上

<お問い合わせは> 0120-164-230 (フリーダイヤル)
 受付時間/9:00~17:00
 (ただし、銀行休業日を除く)